

(平成23年10月26日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3件

厚生年金関係 3件

福島厚生年金 事案 1274

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成19年4月5日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年4月5日から同年8月1日まで

私は、平成19年4月5日から23年3月31日までA社に勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得できない。19年4月以降、毎月の給与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書、A社から提出された回答書及び「給料台帳」、申立人に係る雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間において、同社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述の給与明細書及び「給料台帳」において確認できる厚生年金保険料控除額から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出を行っていないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成19年4月から同年7月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成11年1月1日から同年10月1日までの期間、12年5月1日から同年10月1日までの期間、13年10月1日から同年11月1日までの期間及び17年10月1日から18年8月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における当該期間の標準報酬月額に係る記録を、11年1月から同年9月までは19万円、12年5月から同年9月までは20万円、13年10月は20万円、17年10月は22万円、同年11月から18年4月までは24万円、同年5月は26万円、同年6月及び同年7月は22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年1月1日から20年8月1日まで
A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額が、実際に支払われていた給与額と相違しているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額から、平成11年1月から同年9月までは19万円、12年5月から同年

9月までは20万円、13年10月は20万円、17年10月は22万円、同年11月から18年4月までは24万円、同年5月は26万円、同年6月及び同年7月は22万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、平成11年10月1日から12年5月1日までの期間、同年10月1日から13年10月1日までの期間、同年11月1日から17年10月1日までの期間及び18年8月1日から20年8月1日までの期間については、申立人から提出された給与明細書によれば、給与総支給額は、オンライン記録上の標準報酬月額に比べ高額となっている期間があるものの、給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と同額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

なお、事業主が当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、元事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和34年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年12月1日から34年2月1日まで

私は、昭和28年1月5日にA社に入社し、33年12月1日付けで同社から分離独立したB社の代理店であるC社D所長を命ぜられ勤務したにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。

厚生年金保険料が控除されていることが確認できる給与計算書を所持しているため、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る人事記録及び回答書、複数の同僚の記憶、申立人に係る雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間において、同社のグループ会社であるC社に勤務していたことが認められる。

一方、適用事業所名簿によれば、C社は、昭和34年2月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所ではないことが確認できるところ、申立人が所持している申立期間に係る給与計算書には、「A社」と記載され、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる上、申立人は、「昭和33年12月にC社が設立された当時、同社には給与計算の担当者はいなかった。」旨述べている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社において、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人のA社における資格喪失日は、C社における資格取得日と同

日の昭和 34 年 2 月 1 日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 社における昭和 33 年 11 月の社会保険事務所（当時）の記録及び前述の給与計算書において確認できる厚生年金保険料控除額から、1 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年7月1日から5年11月11日まで

私は、A社の取締役として70万円の役員報酬を支給されていたが、申立期間の標準報酬月額が当該役員報酬額よりも低額となっているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成元年7月1日から2年7月1日までの期間について、A社の事業主は、「申立人が代表取締役を務めていた関連会社の業績が不振で赤字続きであったことから、平成元年頃に事業を整理し、当該関連会社の役員を含む従業員と会社の負債を当社が引き受けた。その際、当社における他の役員や従業員の手前もあり、申立人及び当該関連会社の他の役員の報酬を減額した。」と述べているところ、オンライン記録によれば、申立人と同様に、関連会社の他の役員二人についても標準報酬月額が減額されたことが確認できる。

また、申立期間のうち、平成2年7月1日から4年6月1日までの期間について、当該期間の標準報酬月額は、当時の標準報酬月額の上限額（53万円）であることから、記録を訂正することはできない。

さらに、申立期間のうち、平成4年6月1日から5年11月11日までの期間について、A社の事業主は、「平成4年2月に最初の不渡りを出してしまったことから、申立人に従前の役員報酬を支払える経営状態ではなかった。しかし、申立人には持病があったことから、健康保険だけは継続させようと思い、10万円程度の報酬を支払い、当該報酬月額に基づく届出を行った。」としている。

加えて、オンライン記録を確認しても、申立人の標準報酬月額が遡って訂正されている等の不自然な記録は見当たらない上、申立人は、申立期間の厚生年金保険料控除額を確認できる給与明細書等を所持していない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 11 月 1 日から 9 年 2 月 1 日まで

私は、A社で派遣社員の登録をしていたが、平成 8 年 11 月 1 日から出産退職する社員の後任としてB社C室に派遣された。勤務していたことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された写真及び日記により、申立人は、申立期間において、A社から派遣されB社C室に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は、「平成 16 年秋以前については、厚生年金保険への加入は希望制であった。」としている。

また、申立期間当時、A社において、登録型派遣社員として勤務していた同僚は、「試用期間経過後に希望者のみ厚生年金保険に加入することができた。」と述べている上、申立人とほぼ同時期に同社からB社に派遣されていた者を含む複数の同僚も、「入社当初は、厚生年金保険に加入できない試用期間があった。」と述べている。

さらに、申立期間に係る厚生年金保険料の控除についての申立人の記憶は定かではなく、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 1 月 17 日から同年 4 月 29 日まで

私は、申立期間において、A社に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無い。給与明細書等は所持していないが、厚生年金保険料を控除されていたはずなので、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の記憶から、勤務期間の特定はできないものの、申立人は、A社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立期間当時、A社の事務を担当していた事業主の妻は、「当時は、入社後3か月程度の試用期間を設けていた。試用期間中は、厚生年金保険に加入させておらず、厚生年金保険料も控除していなかった。」と述べている。

また、複数の同僚は、「入社してから約3か月間の試用期間があり、試用期間については厚生年金保険に加入していなかった。」と述べているところ、オンライン記録によれば、当該複数の同僚のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日は、それぞれが記憶する入社時期から約3か月後となっていることが確認できる。

さらに、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の資料等も保管されていないため、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。